

(話題提供)

水循環基本計画の概要

平成27年11月6日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源計画課

水循環基本法について

水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行）のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
4. 水循環基本計画の策定
5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安全向上



第1回水循環政策本部会合（2014年7月18日）
で挨拶する安倍内閣総理大臣 <官邸HPより>

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長：内閣総理大臣
水循環政策副本部長：内閣官房長官及び
水循環政策担当大臣
水循環政策本部員：すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

水循環基本計画の枠組み

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

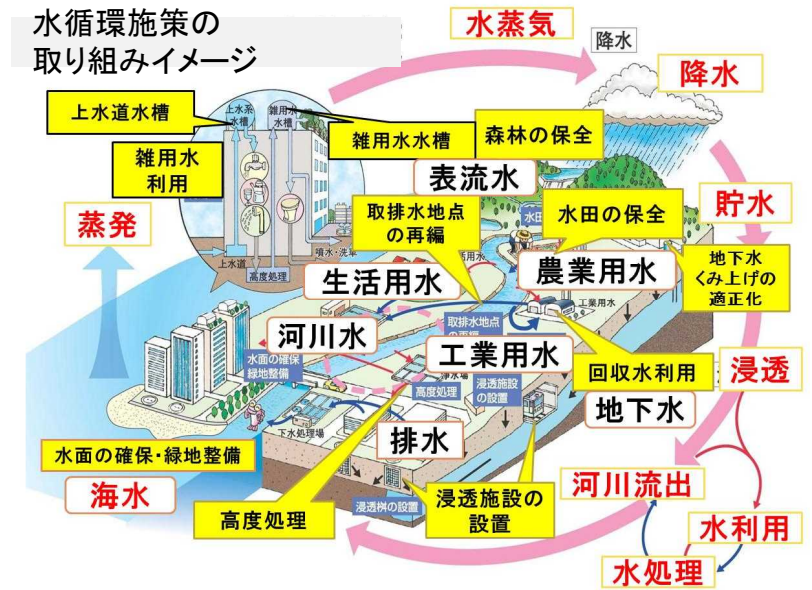
第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

水循環基本計画のポイント

1. 流域単位で水循環計画を新たに策定

- 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、流域水循環協議会を設置。
- 流域水循環協議会が、分野の縦割りを超えた総合的な流域水循環計画を策定。
- 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。



2. 関係者が一体となった地下水マネジメント

- 地方公共団体、国の地方支分部局、地下水利用者、その他の関係者が連携し、地下水協議会を設置。
- 地下水協議会の構成主体が連携し、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関して基本方針を定め、地域の実情に応じ段階的に実施。
- 国と都道府県は連携を図り、観測、調査、データ整備及び分析を実施。

地下水マネジメントに向けた取り組みイメージ



水循環基本計画における国際関連施策の位置付け ①

1. 国際連携

(水循環に関する国際連携の推進)

- ・ 我が国は水分野に関する国際協力の最大の援助国であり、これまでの国際貢献により培われたネットワーク等を活用し、水循環に関する国際連携を戦略的に展開。
- ・ 世界水フォーラムなど国際的な会議を活用し、健全な水循環の確保が取り組むべき重要な課題として国際社会の共通認識となるよう情報発信。
- ・ 国連水と衛生に関する諮問委員会(UNSGAB)、世界水パートナーシップ(GWP)などと連携協働を図り、各国における水循環や統合水資源管理(IWRM)の取組を推進。
- ・ アジア・太平洋水フォーラム(APWF)、アジア河川流域機関ネットワーク(NARBO)、アジア水環境パートナーシップ(WEPA)など、我が国主導で創設された水循環に関する連携を強化・推進。

(国際目標等の設定・達成への貢献)

- ・ 水と衛生に関するミレニアム目標(MDGs)を踏まえ、各国の持続可能な水と衛生の確保の実現に貢献。
- ・ 国連において、各国や水と災害ハイレベルパネル(HELP)などと連携、水に関連する重要課題についての経験共有、意識高揚、継続議論を図る。
- ・ ポスト2015年開発アジェンダにおける、水に関する目標の位置付け及びその目標達成に向けた指標づくりに貢献、具体的な取組が図られるよう、知見・経験を共有。(SDGs)

水循環基本計画における国際関連施策の位置付け ②

2. 国際協力

(我が国の開発協力の活用)

- ・ 「開発協力大綱」において、健全な水循環の推進を掲げていることを踏まえ、我が国の開発協力を活用、国際協力を通じて得られた知見・経験を生かし、世界の水問題解決への更なる貢献を図る。

(我が国の技術・人材・規格等の活用)

- ・ 水資源に関する国際連携の体制を強化し、我が国の水資源開発技術や人材を活用して、各国の水資源開発・管理のガバナンス・技術・能力向上に貢献。
- ・ 気候変動に対応した水資源の最適な管理の促進のため、ユネスコ国際水文学計画（UNESCO－IHP）への協力を推進。
- ・ 世界の水災害被害軽減に積極的に貢献するため、予警報・被害状況把握のためのシステムを開発、関係機関等と連携・協力し、開発途上国等への導入を図る。

3. 水ビジネスの海外展開

- ・ 我が国の水インフラ関連企業等が有する優れた最先端技術及びそれらのシステム等の海外展開を金融支援・技術協力を含めて官民一体となって推進。
- ・ 水ガバナンス向上に関するノウハウを相手国に導入、日本の技術・ノウハウの優位性を確保する取組を官民連携し推進。
- ・ 事業実施可能性調査や現地実証事業、セミナーの実施等により、我が国の企業及び地方公共団体による水ビジネスの積極的な展開を推進。